及び第八号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち一のみが適合していれば足りるものとする。

一～七　（略）

八　踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。

10‖　公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって主たる通行の用に供するものと当該公共用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動等円滑化された経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくしなければならない。

11‖　乗降場間の旅客の乗継ぎの用に供する経路（次項において「乗継ぎ経路」という。）のうち、第二項から第九項までの基準に適合するものを、乗降場ごとに一以上設けなければならない。

12‖　主たる乗継ぎ経路と前項の基準に適合する乗継ぎ経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくしなければならない。

（標識）

第十一条　エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（次条において「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は次条第一項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けなければならない。

2　（略）

（便所）

第十三条　（略）

2　便所を設ける場合は、そのうち一以上は、前項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

一　便所内に車椅子使用者が円滑に利用することができる構造の便房（次条において「車椅子使用者用便房」という。）及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房がそれぞれ又は同一の便房として一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられていること。

二　高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の便所であること。

第十四条　前条第二項第一号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一・二　（略）

三　出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。

四　出入口には、車椅子使用者用便房及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

五　（略）

六　車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

2　前条第二項第一号の車椅子使用者用便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

二　出入口には、当該便房が車椅子使用者用便房であることを表示する標識が設けられていること。

三　腰掛便座、手すりその他の車椅子使用者の円滑な利用に適した設備が設けられていること。

（削除）

3　（略）

及び第八号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち一のみが適合していれば足りるものとする。

一～七　（略）

八　踏み段の面を車いす使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。

（新設）

（新設）

（標識）

第十一条　エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（以下「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は次条第一項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けなければならない。

2　（略）

（便所）

第十三条　（略）

2　便所を設ける場合は、そのうち一以上は、前項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

一　便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

二　高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第十四条　前条第二項第一号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一・二　（略）

三　出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。

四　出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

五　（略）

六　車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

2　前条第二項第一号の便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

二　出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。

三　腰掛便座及び手すりが設けられていること。

四‖　高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。

3　（略）